

# 少子化克服戦略会議 事務局説明資料

平成30年1月22日(月)  
内閣府子ども・子育て本部

# 少子化・人口減少問題と安倍内閣の主な取組

## < 大きな方向性・目標 >

- 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる。(2015年『少子化社会対策大綱』)
- 平成72年(2060年)に1億人程度の人口の確保を展望(2015年 まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』)
- 希望出生率1.8の実現 (2016年 『ニッポン一億総活躍プラン』)
- 幼児教育の無償化を一気に加速、待機児童解消に向け、「子育て安心プラン」の前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備(2017年『新しい経済政策パッケージ』)

<p><b>少子化対策</b> 2015「少子化社会対策大綱」</p> <p>5年間の集中的な取組 少子化危機は克服できる課題。結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向け、社会全体で行動。</p> <p>【主な取組】 (1)「子ども・子育て支援新制度」の施行 (2)結婚支援(大綱で初記載) (3)多子世帯への一層の配慮など</p>	<p><b>一億総活躍</b> 2016「ニッポン一億総活躍プラン」</p> <p>10年間のロードマップ 経済成長の隘路である少子高齢化に真正面から立ち向かう。 GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現</p> <p>【主な取組】 (1)働き方改革 (2)子育て・介護の環境整備 (3)奨学金の充実、若者・子育て世帯の支援など</p>	<p><b>まち・ひと・しごと創生</b> 2015「長期ビジョン」(2060視野) 2015「総合戦略」(目標2020)</p> <p>人口急減・超高齢化に対し、各地域が特徴を活かした自律的で持続的な社会を<b>創生</b></p> <p>【主な取組】 (1)地方における安定した雇用創出 (2)地方への新しい人の流れを創出など</p>	<p><b>人づくり革命</b> 2017「新しい経済政策パッケージ」(目標2020)</p> <p>○「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かう。 子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入。</p> <p>【主な取組】 (1)幼児教育無償化 (2)待機児童の解消 (3)高等教育の無償化など</p>
---	---	---	---

2019まで

2025まで

2019まで

2020まで

# 1 少子化対策大綱

## 少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～  
平成27年3月20日

少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針  
平成27年3月20日閣議決定（平成16年、22年に続き、今回は3回目）

<少子化社会対策基本法>（平成15年法律第133号）  
（施策の大綱）

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

### はじめに

少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況  
少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、克服できる課題  
直ちに集中して取り組むとともに、粘り強く少子化対策を推進  
結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべき

### 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標  
個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、で掲げる重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

## 重点課題

### 1. 子育て支援施策を一層充実

#### 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備  
27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」  
地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実  
今後さらに「質の向上」に努力

#### 待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」  
認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保  
29年度末までに待機児童の解消をめざす

#### 「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」  
小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

### 2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

#### 経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定  
若者雇用対策の推進のための法整備等
- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進  
教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設
- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

#### 結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援  
適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

### 3. 多子世帯へ一層の配慮

#### 子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討  
や保育所優先利用

#### 自治体、企業、公共交通機関などによる

#### 多子世帯への配慮・優遇措置の促進

子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援  
パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

### 4. 男女の働き方改革

#### 男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正  
長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
- ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革  
部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
- ・男性が出産直後から育児できる休暇取得  
企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

#### 「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進  
フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援  
「女性活躍推進法案」

### 5. 地域の実情に即した取組強化

#### 地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・先進事例を全国展開

#### 「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

## きめ細かな少子化対策の推進

### 1. 各段階に応じた支援

#### 結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供  
*結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援*

#### 妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備  
*妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施*
- ・産休中の負担軽減  
*出産手当金による所得補償と社会保険料免除*
- ・産後ケアの充実  
*産後ケアガイドラインの策定検討*
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止  
*企業への指導の強化・徹底*
- ・周産期医療の確保・充実等

#### 子育て

- ・経済的負担の緩和 *幼児教育の無償化の段階的实施*
- ・三世同居・近居の促進
- ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上 *子供の事故や犯罪被害防止*
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援  
*障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止*

#### 教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育  
*教材への記載と教職員の研修*

#### 仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示  
*就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示*
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

### 2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

#### 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

#### 企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有  
*次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進*
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

### 施策の推進体制等

#### 国の推進体制

- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

#### 施策の検証・評価

- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

#### 大綱の見直し

- ・おおむね5年後を目途に見直し

## 基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

## 主な施策の数値目標(2020年)

### 子育て支援

認可保育所等の定員：267万人(2017年度) (234万人(2014年4月))  
待機児童 **解消をめざす**(2017年度末) (21,371人(2014年4月))

放課後児童クラブ：122万人 (94万人(2014年5月))  
待機児童 **解消をめざす**(2019年度末) (9,945人(2014年5月))

地域子育て拠点事業：8,000か所 (6,233か所(2013年度))

利用者支援事業：1,800か所 (291か所(2014年度))

一時預かり事業：延べ1,134万人 (延べ406万人(2013年度))

病児・病後児保育：延べ150万人 (延べ52万人(2013年度))

養育支援訪問事業：全市町村 (1,225市町村(2013年4月))

子育て世代包括支援センター：全国展開 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 **100%**

### 男女の働き方改革(ワークライフバランス)

男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%(-) 第1子出産前後の女性の継続就業率：55%(38.0%(2010年))  
男性の育児休業取得率：13%(2.03%(2013年度))

### 教育

妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：70%(34%(2009年)) (注)先進諸国の平均は約64%

### 結婚・地域

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：70%以上の市区町村(243市区町村(約14%)(2014年末))

### 企業の取組

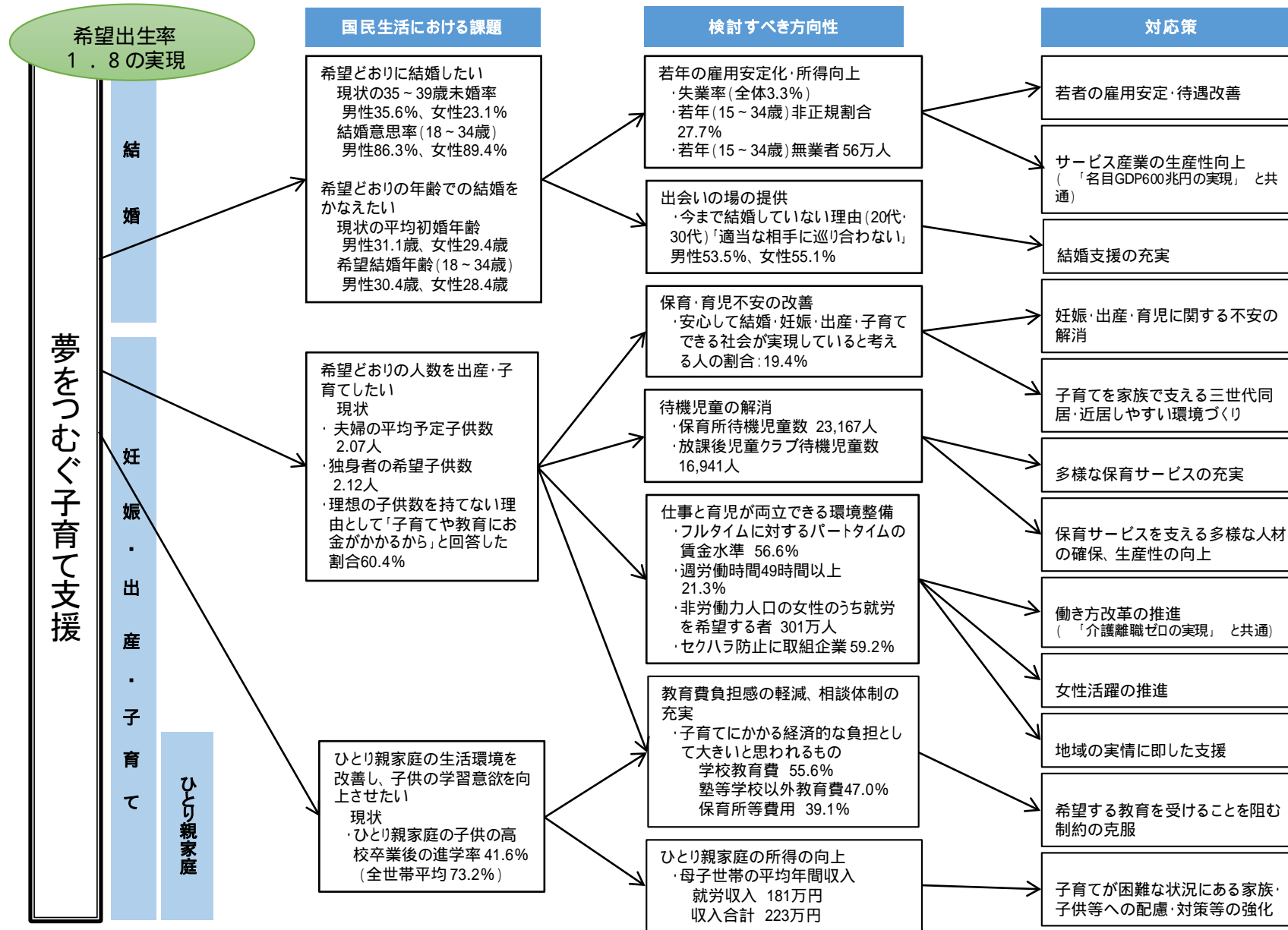
子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：44万店舗(22万店舗(2011年))

### 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合：50%(19.4%(2013年度))

は新規の目標

# 2 ニッポン一億総活躍プラン



# 「希望出生率1.8」について

## 結婚や子供の数の希望

- ・結婚の希望  
「いずれ結婚するつもり」と答える未婚者：約9割
- ・子供の数の希望  
夫婦の予定子供数：2.07人 等

乖離

## 結婚や子供の数の現状

- ・結婚  
未婚率：男性30-34歳：47.3%、女性30-34歳：34.5%
- ・子供の数  
夫婦の完結出生児数：1.96人

**結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる環境を整備する必要**

➡ 「希望出生率1.8」の実現へ

若い世代における、こうした希望等が叶うとした場合に想定される出生率を「希望出生率」として、一定の仮定に基づく計算を行えば、概ね1.8程度となる。

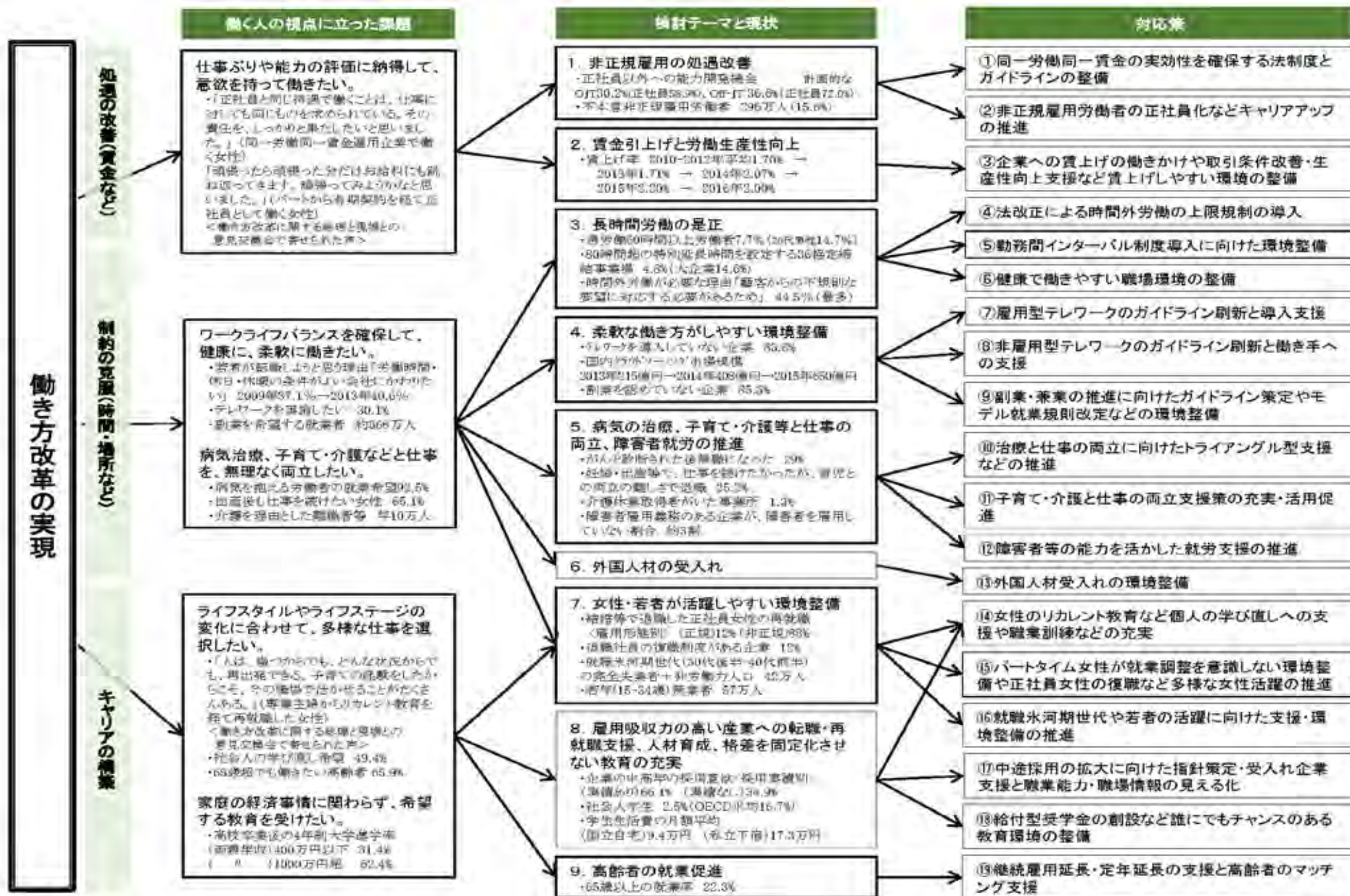
$$\begin{aligned} \text{希望出生率} &= ( \text{有配偶者割合} \times \text{夫婦の予定子ども数} \\ &+ \text{独身者割合} \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \times \text{独身者の希望子ども数} ) \\ &\times \text{離死別等の影響} \\ &= ( 34\% \times 2.07人 + 66\% \times 89\% \times 2.12人 ) \times 0.938 \\ &= 1.83 \\ &1.8 \text{ 程度} \end{aligned}$$

### <基礎数値等>

- ・有配偶者割合：総務省統計局「国勢調査」（平成22年）における18～34歳の有配偶者の割合 33.8%（女性）
- ・独身者割合：1 - 有配偶者割合
- ・独身者のうち結婚を希望する者の割合：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（第14回、平成22年）における18～34歳の独身者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合 89.4%（女性）
- ・夫婦の予定子ども数：上記「出生動向基本調査」における夫婦の平均予定子ども数 2.07人
- ・独身者の希望子ども数：上記「出生動向基本調査」における18～34歳の独身者（「いずれ結婚するつもり」と答えた者）の平均希望子ども数 2.12人（女性）
- ・離死別等の影響：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における出生中位の仮定に用いられた離死別等の影響 0.938



# 働き方改革実行計画



# 3 まち・ひと・しごとと創生 「総合戦略(2017改訂版)」

今こそ  
地方  
創生!

## まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2017改訂版)」の全体像(詳細版)

※平成26年12月27日閣議決定 平成29年12月22日改訂

長期ビジョン		まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(~2019年度)			
中長期展望 (2060年を視野)	基本目標(成果指標、2020年)	主要施策とKPI	主な施策		
<b>生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進ーライフステージに応じた政策メニューの充実・強化ー</b>					
<b>I. 人口減少問題の克服</b> @2060年に1億人程度の人口を維持	<b>① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする</b> ◆若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人 現状:18.4万人 ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合 2020年までに全ての世代と同水準 15~34歳の割合:94.3%(2016年) 全ての世代の割合:94.5%(2016年) ◆女性の就業率 2020年までに77%:72.7%(2016年)	○地域の中小企業、中小企業候補支援 ・3年間で2,000社支援(地域未来投資促進法の活用等) ・地域中小企業候補等の先進87プロジェクトを5年間で1,000支援し、平均売上高を5年間で3倍(60億円) ○観光業を強化する地域における連携体制の構築 ・訪日外国人旅行消費額3兆円:3兆7,476億円(2016年) ・世界水準のDMOの形成数100 ○農林水産業の成長産業化 ・6次産業化市場10兆円:5.5兆円(2015年度) ・農林水産物等輸出額 1兆円:7,502億円(2016年)	①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 ・地域の力の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化 ・創業支援・起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生・経営改善支援等 ・地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実証、生活産業の実証等 ②観光業を強化する地域における連携体制の構築 ・DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備 ・多様な地域資源(文化、スポーツ、産業遺産等)を活用したコンテンツづくり ③農林水産業の成長産業化 ・輸出プロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による雇用と所得の創出 ④地方への人材選抜、地方での人材育成、雇用対策 ・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進等		
	<b>II. 成長力の確保</b> @2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持 (人口安定化、生産性向上が実現した場合)	<b>② 地方への新しいひとの流れをつくる</b> ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年) 東京圏への転入超過数:12万人(2016年) ・東京圏→地方転出 4万人増 :1万人減(2016年) ・地方→東京圏転入 6万人減 :1万人増(2016年)	○企業の地方拠点機能強化 ・雇用者数4万人増加 :11,560人※ ※地域再生計画(24.11)に記された目標値 ○地方における若者の修学・就業の促進 ・道府県大学進学率割合平均36%:32.7%(2017年度) ○地方移住の推進 ・年間移住者数10万人 :約6,800件(2016年度)	①政府関係機関の地方移転 ・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの充実 ②企業の地方拠点強化等 ・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等 ③地方創生に資する大学改革等 ・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学の対流促進等 ④地域における魅力あるしごとづくりの推進等 ・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生・インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等 ⑤子供の農山漁村体験の充実 ・教育の質の向上、農山漁村の確保等の課題、送り手側と受け入れ側のマッチングの仕組み等について調査・分析を深め、支援策の検討等 ⑥地方移住の推進 ・移住・定住施策の好事例の横展開、農泊、「生計活環のまち」の推進 ・これまでない地方生活の魅力の発信、Uターン対策の技術的な強化	
		<b>③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</b> ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上 :42.6%(2017年2月暫定値) ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年) ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%:93%(2015年)	○少子化対策における「地域アプローチ」の推進 ・週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減 :7.7%(2016年) ○若い世代の経済的安定 ・若者の就業率79%に向上 :77.7%(2016年) ○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 ・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100% :86.4%(2015年度)	①少子化対策における「地域アプローチ」の推進 ・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開 ②若い世代の経済的安定 ・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援 ③出産・子育て支援 ・幼児教育の無償化、待機児童の解消	
	<b>④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</b> ◆立地適正化計画を作成する市町村数 300市町村:112都市(2017年7月) ◆都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村 ◆県民誘導区域内に居住している人口が占める割合が増加している市町村数 100市町村	○「建携中核都市圏」の形成 ・連携中核都市圏 30圏域:23圏域(2017年10月) ○「小さな拠点」の形成 ・「小さな拠点」1,000か所:908か所(2017年度) ・地域運営組織 5,000団体:3,071団体(2016年度) ○大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応 ・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯等の支援に資する施設の併設率:2016年度~2025年度の期間内に建替え等が行われる団体のおおむね0割:84.4%(2016年度)	○「建携中核都市圏」の形成 ・連携中核都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進 ・B/C制度を含むエリアマネジックの推進 ・都市のコンパクト化と周辺部の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進 ・地方都市における「稼げるまちづくり」の推進(空き店舗活用等による商店街の活性化) ②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持) ・地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進 ③大都市圏郊外の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化 ・公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進 ④地方公共団体の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進 ・地方公共団体に対する普及促進活動の展開、SDGs達成のためのモデル事例の形成		

【地方創生版・三本の矢】 情報支援(RESAS)、人材支援(地方創生カレッジ、地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度)、財政支援(地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費)

# 4 人づくり革命

## 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)(抄)

### 「人づくり革命」(目次)

1. 幼児教育の無償化
2. 待機児童の解消
3. 高等教育の無償化

4. 私立高等学校の授業料の無償化
5. 介護人材の処遇改善
6. これからの施策を実現するための安定財源

7. 財政健全化との関連
8. 来年夏に向けての検討継続事項
9. 規制制度改革等

### 幼児教育の無償化(抜粋)

#### (具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

0歳～2歳児が9割を占める待機児童について、3歳～5歳児を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。(後略)

#### (実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。(後略)

### 待機児童の解消(抜粋)

#### (待機児童の解消)

待機児童の解消は、待ったなしの課題である。2018年度から2022年度末までの5年間で、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したところである。同プランをより速く実現させるため、同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行う。幼児教育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきとの声がある。幼児教育の無償化は消費税率引上げによる増収にあわせて2019年度から段階的に取組を進めていくのに対し、「子育て安心プラン」は、2018年度(来年度)から早急に実施していく。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げを行う。

#### (放課後子ども総合プラン)

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

# 「子育て安心プラン」

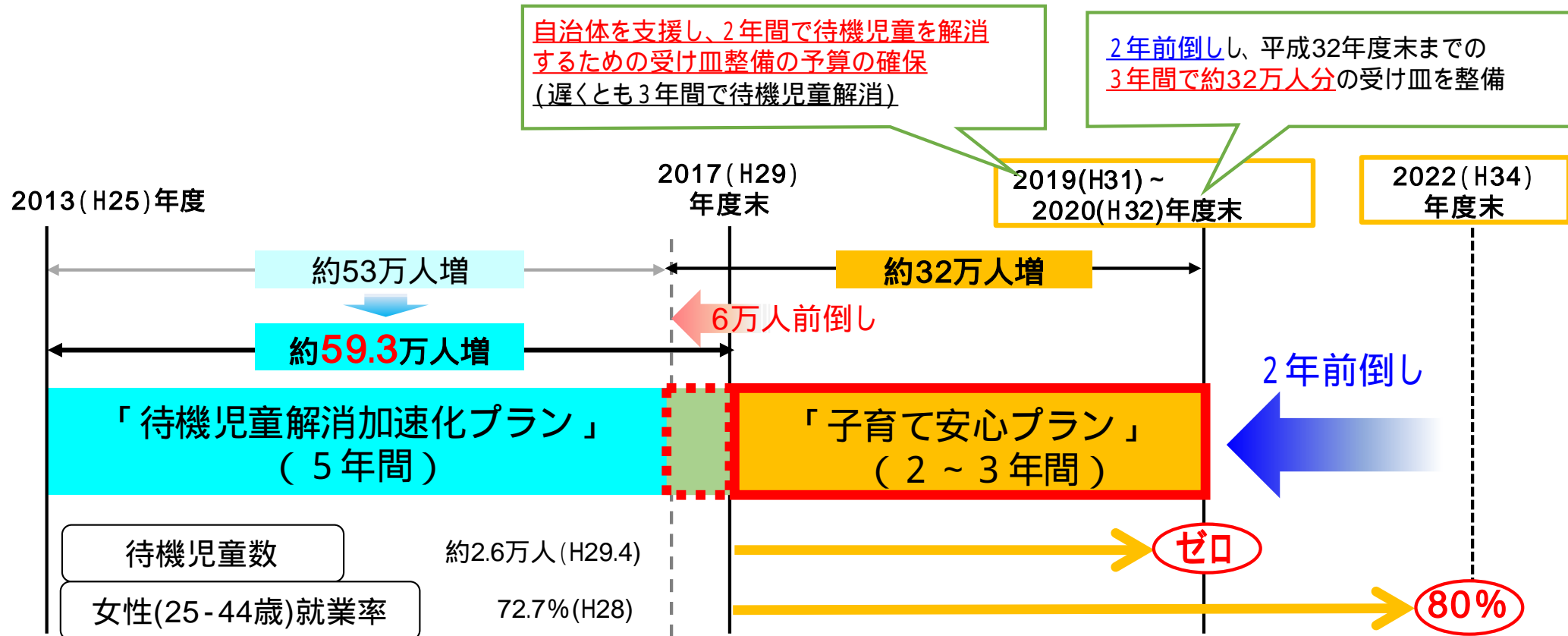
【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算**を平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「**M字カーブ**」を**解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。  
(参考) スウェーデンの女性就業率：82.5% (2013)



保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

# 6つの支援パッケージの主な内容

## 1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表  
市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

## 2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもへの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

## 3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

## 4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

## 5 持続可能な保育制度の確立

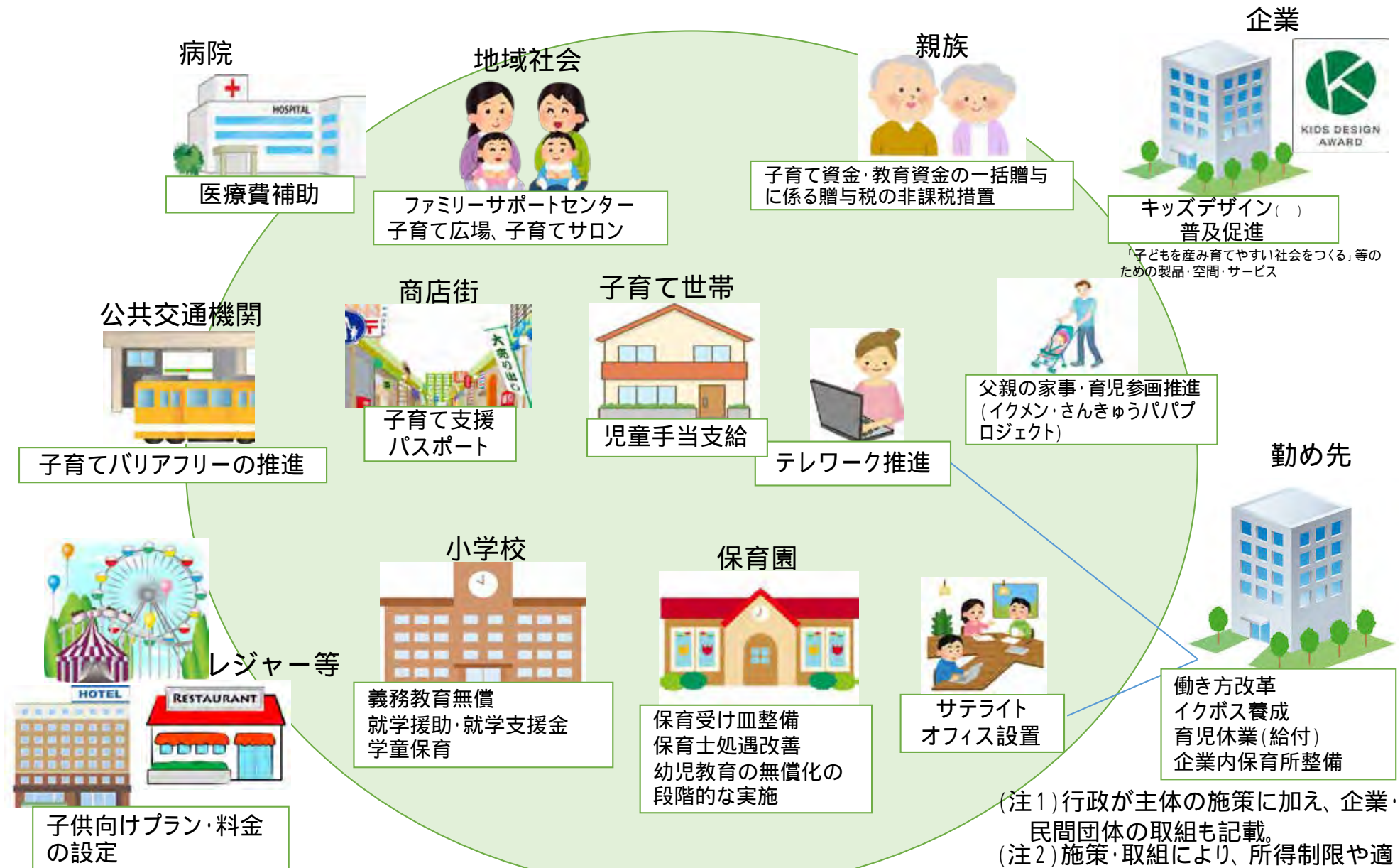
- ・保育実施に必要な安定財源の確保

## 6 保育と連携した「働き方改革」

～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

# 【参考】子育て関連の主な施策・取組マップ(イメージ)



(注1) 行政が主体の施策に加え、企業・民間団体の取組も記載。  
 (注2) 施策・取組により、所得制限や適用条件の有無・内容は異なる。